別表１

応募申込にあたって提出を要する書類

提出書類	書類の内容	提出部数
①応募申込書	様式第１号	１部
②誓約書	様式第２号	１部
③業務概要書	様式第３号 ・法人の事業概要等が分かるパンフレット等を添付してください。	１部
④履歴事項全部証明書	・法務局が発行する履歴事項全部証明書の原本を提出してください。	１部
⑤印鑑証明書	・法務局が発行する印鑑証明書の原本を提出してください。	１部
⑥県税に未納がないことの証明書	・長崎県が発行する県税に未納がないことの証明書の原本を提出してください。 ・証明書は、県内の県振興局で発行しています。	１部
⑦消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	・税務署が発行する納税証明書の原本を提出してください。	１部
⑧決算書類	・直近２営業年度分の賃借対照表及び損益計算書を提出してください。	各１部
⑨企画提案書	様式第５号 ・各項目について、提案・ＰＲしてください。 ・使用する用紙は原則としてＡ４サイズとします。 ※作成にあたっては、法人名及び法人名を特定できる固有名詞やロゴマーク等の記載、表示をすることはできません。	６部
⑩各種営業許可等	・提案する企画の実施に必要な免許証・許可証等の写し。 　なお、取得予定の場合は、取得予定の営業許可等を記載したものを提出してください。（様式任意）	各１部
⑪その他 （該当する場合のみ提出すること）	・応募者がコンビニエンスストア等のフランチャイジーとして単独で応募する場合は、出店決定の際には、フランチャイザーが運営をバックアップする旨を記載した誓約書（様式任意） ※応募者がフランチャイザーとなり、第三者をフランチャイジーとして運営を任せようとする場合は、別表２でフランチャイズ契約書等を提出するため、提出不要	１部

※官公署の証明書（履歴事項全部証明書、納税証明書、印鑑証明書）は、証明年月日が応募申込書提出前３か月以内のものとしてください。

※企画提案書には、会社名、ロゴマーク等応募者が特定できるような表示は一切しないでください。

別表２

応募申込に必要な書類

１　（フランチャイズ運営会社と第三者の連名で応募する際に、第三者が提出する書類）

	書類名	書類の内容	提出部数
	別表１の②～⑧及び⑩の書類（当該第三者に関するもの）	別表１の②～⑧及び⑩と同じ	別表１の②～⑧及び⑩と同じ
⑫	フランチャイズ契約書等	応募者がフランチャイズ運営会社で、フランチャイズ契約に基づき、第三者（フランチャイズ加盟者又はフランチャイズ加盟予定者）に運営を任せようとする場合の当該契約書又は契約書案の写し	１部

２　（応募者が運営主体となり、第三者との業務提携等を活用して運営を行う場合に、第三者が提出する書類）

	書類名	書類の内容	提出部数
	別表１の②～⑧及び⑩の書類（当該第三者に関するもの）	別表１の②～⑧及び⑩と同じ	別表１の②～⑧及び⑩と同じ
⑬	業務提携契約書等	応募者と業務提携者又は業務提携予定者との間に、業務が提携されたことが確認出来る当該契約書又は契約書案の写し	１部

別表３

（売店）

企画提案項目及び審査に係る評価の視点

項目	配点
１　店舗内容及び良質なサービス向上への取組	20点
（1）売店の概要、コンセプト、どのような店舗を目指すのか	(5)
（2）営業時間及びその理由と利用者を増やすための工夫	(5)
（3）利用者からの要望、苦情等への対応	(5)
（4）長崎県警察本部庁舎の売店を運営するにあたり、アピールできる特徴、優位性、強み等	(5)
２　商品・サービスの内容	20点
（1）商品・サービスの構成・価格	(10)
（2）長崎県警察本部庁舎の売店特有のサービス等	(10)
３　安定的な店舗運営の確保	40点
（1）長崎県警察本部庁舎の売店の運営にかかる収支計画	(10)
（2）これまでの売店等の運営実績、経験、ノウハウ	(10)
（3）災害等の不測の事態への対応	(10)
（4）売店運営の組織体制及び責任者、従業員の配置計画・勤務体制（時間帯別の配置人員等）	(5)
（5）法人の経営状況	(5)
４　地域経済への貢献及び県産品の販路拡大・地産地消の取組への協力	10点
（1）県産品の販路拡大及び長崎県の地産地消に係る取組への協力等	(10)
５　食品衛生への取組及び環境への配慮	10点
（1）食品の衛生確保、従業員への衛生教育	(5)
（2）廃棄物の適正処理及び環境配慮の取組について	(3)
（3）店舗に設置する設備・機器類の省エネルギーへの配慮	(2)

合計100点

別表４

（売店）

評価の方法

判断基準	評価	得点化方法
・提案内容が当該評価項目についての十分な理解・認識があり、的確 ・提案内容が優れている	◎	配点×1.00
・提案内容が当該評価項目についての理解・認識が認められる ・提案内容が標準的である	○	配点×0.60
・提案内容が当該評価項目についての理解・認識があまり認められない ・提案内容がやや劣っている	△	配点×0.20
・提案内容が当該評価項目についての理解・認識はあるが、加点水準に達していない ・提案内容が劣っている	×	配点×0.00